

令和2年度飼料製造管理者講習会について

1 飼料製造管理者制度

飼料製造管理者制度は、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）」に基づき、飼料の製造に当たり特別の注意を必要とする抗菌性飼料添加物を含む飼料等を製造する際に、飼料等の製造を実地に管理するため、その事業場ごとに法令に定められた資格を有する飼料製造管理者を設置する制度です。

飼料製造管理者の資格は、①獣医師又は薬剤師、②大学等において薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業したこと、③「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）」第5条の各号に掲げる飼料又は飼料添加物の製造の業務に3年以上従事し、かつ大臣が定める講習会の課程を修了していることのいずれかに該当していることとされています。

2 飼料製造管理者講習会

農林水産大臣が定める講習会は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが開催することとされており、講習の内容は以下のとおりとなっています。

(1) 講習科目及び時間数

ア 飼料及び飼料添加物概論	4時間
イ 飼料及び飼料添加物の安全対策	4時間
ウ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法令	4時間
エ 家畜衛生及び食品衛生に関する法令	4時間
オ 飼料及び飼料添加物の製造管理	4時間
カ 飼料及び飼料添加物の分析及び鑑定	4時間
キ 家畜栄養学	4時間
ク 家畜衛生学	4時間
ケ 飼料及び飼料添加物の分析実習	4時間

(2) 試験の実施

講習終了後、講習内容について試験を実施します。

(3) 講習会を修了した者

講習内容を修得した者には、修了証書を交付します。

3 講習会の開催について

(1) 開催日

令和2年10月19日（月）から10月23日（金）まで（5日間）

(2) 開催場所

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎 2号館 5階 共用大研修室5A（講義、試験）

(3) 定員 60名程度

※（4）のとおり、新型コロナウイルス感染症予防対策として、座席を離すなどしており、例年より定員が少なくなっています。原則、今年度中に飼料製造管理者の設置が必須の事業場からの申請を優先して受け付けます。あらかじめご了承ください。

(4) 新型コロナウイルス感染症予防対策

・会場の定員の半分以下とし、受講生同士が1メートル程度離れるよう席を配置

する。

- ・可能な限り1時間毎に休憩時間を設け、その間は扉を開放して換気を行う。
- ・毎日の検温等、マスク等の着用を義務づける。
- ・分析実習は少人数でのグループ実習とする。

(5) 受講料

50,000円(消費税込み)

※受講料とは別にサブテキスト代が必要となります(詳細は受講許可通知時にお知らせします)。

(6) 受講手続

ア 受講対象者

本講習会の受講対象者は、飼料製造管理者による製造管理が義務付けられている飼料等を製造する事業場に勤務している方(今後勤務する予定の方も含む)を対象としています。

なお、獣医師又は薬剤師、大学において薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業された方等は、飼料製造管理者の有資格者となりますので、受講の必要はありません。

イ 受講の申請

受講申請者は、必要書類「飼料製造管理者講習会受講申請書」を提出(来所又は郵送)してください。

ウ 申請書の様式

様式は、ホームページ(http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub2_koshu.html)にある別紙様式第1号、別紙様式第1号(参考補足)、別紙様式第2号及び別記です。

エ 申請期間

令和2年7月20日(月)から令和2年8月21日(金)まで(必着)

※申請期間を過ぎると受付ができませんので、御注意ください。

オ 受講申請書の記載上の注意事項等

① 受講申請書は、別紙様式第1号、別紙様式第1号(参考補足)、別紙様式第2号及び別記(受講申請者が所属する飼料等の製造事業場の概要)の他、受講票に添付する写真を1枚添えて提出してください。

※別紙様式第2号は、飼料製造管理者による製造管理が義務付けられている飼料等の製造実務経験がある場合のみ提出してください。

② 別紙様式第1号及び受講票に要する写真(縦3cm、横2.4cmとし、提出前6カ月以内に撮影した脱帽正面上半身像のもの)を2枚同封してください。

③ 別紙様式第2号の事業者による証明書は、申請者がかつて勤務した事業場等の証明書でも可です。自家配農家の方も記入願います。

なお、受講申請書に記載されている個人情報については、飼料製造管理者講習会に係る事務のみに利用し、他の目的で利用又は提供することはありません。

カ 受講者の決定

受講申請書を受取後、9月末日までに「受講許可通知書」及び「受講票」を受講者に送付します。

4 お問い合わせ先（ホームページ等）

〒330-9731

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎検査棟
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 肥飼料安全検査部（担当：金治）

TEL 050-3797-1857

FAX (048) 601-1179

ホームページ：<http://www.famic.go.jp>

電子メール：kanrisha@famic.go.jp

別紙様式第1号

※整理番号	
※受理年月日	
※講習の期間	

飼料製造管理者講習会受講申請書

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿

年 月 日

ふりがな
氏名

印

飼料製造管理者講習会の受講を申請します。

なお、受講期間中に発生した受講者の事故については、申請者が全てその責任を負います。

また、受講期間中に受講者の責に帰すべき事由によりセンターの施設等に損傷を与えた場合は、その損傷の原状回復は申請者の責任において行います。

現 住 所	(〒)	電 話 () F A X () E-mail ()
生 年 月 日		
勤務先の事業場の名称		
勤務先の事業場の住所	(〒)	電 話 () F A X () E-mail ()
飼料製造管理者による製造管理が義務付けられている飼料等の製造実務経験の有無	あり ・ なし 注：ありかなしのどちらかに○を付けてください。	

- 備考：1 ※印の欄は、記入しないこと。
2 「飼料製造管理者による製造管理が義務付けられている飼料等の製造実務経験の有無」について、ある場合のみ別記様式第2号を提出すること。
3 写真は、縦3cm、横2.4cmとし、提出前6カ月以内に撮影した脱帽正面上半身像のもの2枚を張らずに同封すること。撮影年月日を忘れず記入すること。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

写 真	
撮影年月日	年 月 日

別紙様式第1号（参考補足）

最 終 学 歴	学 校 名	
	学部・学科名	
飼料製造管理者による製造管理が義務付けられている飼料等の製造実務経験の年数	3年以上 ・ 3年未満	注：ありの場合は該当年数に○を付けてください。
勤務先事業場における飼料製造管理者の有資格者数	名	
修了証書交付後1年以内の飼料製造管理者の届出予定の有無	あり ・ なし	予定ありの場合〔届出予定時期：令和 年 月〕
飼料製造管理者講習会の受講申請理由	1 飼料製造管理者が全くいない（予定） 2 飼料製造管理者を複数確保するため 3 その他（理由 ） 注：いずれかに必ず○を付け、3の場合は理由を記入してください。	

別紙様式第2号

飼料（飼料添加物）製造実務証明書

番 号
年 月 日

受講希望者 住 所
氏 名
生年月日

上記の者は、次の表の左欄の飼料製造管理者による製造管理が義務付けられている飼料等を製造する事業場において同表の右欄に掲げる実務の経験を有することを証明します。

事業場の住所
事業場の名称
代表者の氏名

印

事業場の名称	実 務 経 験	
	実 務 内 容	期 間
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで

- 注：1 実務の内容については、できる限り具体的に記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別 記

受講希望者が所属する飼料等の製造事業場の概要

- 1 製造業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地）
- 2 製造事業場の名称及び所在地
- 3 製造に係る飼料（飼料添加物）の種類及び名称
- 4 飼料（飼料添加物）の製造開始年月日
 - （1）抗生物質、合成抗菌剤を含む飼料
 - （2）落花生油かす（インド産）を含む飼料
 - （3）プロピオン酸、プロピオン酸ナトリウム又はプロピオン酸カルシウムを含む飼料
 - （4）尿素又はジウレイドイソブタンを含む飼料
 - （5）その他飼料
 - （6）飼料添加物
- 5 製造する飼料（飼料添加物）の原料又は材料の種類
- 6 過去3カ年の製造実績
- 7 飼料（飼料添加物）製造施設の概要
- 8 品質管理の方法
- 9 その他